

# 知的障害

## (2) 知的障害のある子供に応じた教育課程編成

### ① 知的障害に対応した教育課程編成の考え方

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、特別支援学校（知的障害））には幼稚部、小学部、中学部、高等部が設けられており、また、高等部には普通教育を主とする学科のほかに専門教育を主とする学科が設けられている場合があります。

知的障害教育の目標は、一人一人の子供の全人的発達を図り、その可能性を最大限に伸ばすという点では、基本的に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様です。しかし、在学する子供の障害の特性を考慮すると、学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことに重点が置かれています。

教育課程の編成に当たっては、子供の障害の状態や発達段階を的確に把握し、地域の特色を踏まえて、自立し社会参加するための「生きる力」を具体化し、必要となる指導内容を適切に選択・組織するとともに、実際の、体験的な活動を通して幼児児童生徒が主体的に学習活動に取り組めるよう指導計画を作成することが必要です。

また、高等部においては、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科において、将来社会に出て職業に就くために必要な職業教育が行われています。生徒が働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や勤労観・職業観の育成が図られるよう、地域性や社会の変化、産業の動向等を踏まえた創意工夫を凝らした教育課程の編成に努める必要があります。

### ② 教育的対応の基本

知的障害のある児童生徒の教育に当たっては、知的障害の特徴や学習上の特性を理解しておくことが必要です。知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、以下のものが挙げられます。（文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説－総則編－，2009より一部抜粋）

- ・学習によって得た知識技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい。
- ・成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがみられる。
- ・抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な内容が効果的である。

このような特性から次のような教育的対応を基本とすることが重要です。(文部科学省：特別支援学校学習指導要領解説－総則編－， 2009)

- ・児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ・児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ・望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くようにする。
- ・職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能が育つようにする。
- ・生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する。
- ・生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるようにする。
- ・児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つようにする。
- ・できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すようにする。
- ・児童生徒一人一人が集団において役割を得られるように工夫し、その活動を遂行できるようにする。
- ・児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

### ③ 障害に応じた教育課程の編成

#### ア 特別支援学校（知的障害）

特別支援学校（知的障害）の教育課程・指導計画については、子供の発達段階や経験などを踏まえ、生活に結び付いた内容を中心に構成していることが大きな特色となっています。

生活科をはじめとする各教科の目標と内容は、子供の障害の状態などを考慮して、小学校、中学校、高等学校とは別に独自のものを設定しています。

特別支援学校（知的障害）では、子供の障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設けて行う教科別に指導を行う場合（教科別の指導）、領域別に指導を行う場合（領域別の指導）と学校教育法施行規則第130条第2項の規定による各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）を適切に組み合わせて指導を行っています。

## 学校教育法施行規則

第 130 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第 126 条から第 128 条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

各学校においては、障害の状態等に即して各教科等を合わせた指導及び教科別の指導、領域別の指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要があります。

一般に、知的機能の状態が未分化であれば、総合的な活動、すなわち各教科等を合わせた指導の必要性が高くなり、他方、一般に知的機能の分化の程度が高くなるにしたがって各教科別の指導が多くなる傾向が見られます。

### イ 知的障害特別支援学級

小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の教育は、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的もしくは目標を達成するものです。特別支援学級は学校教育法第 81 条第 2 項の規定による障害のある児童生徒を対象とする学級です。

## 学校教育法

第 81 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

特に知的障害者である児童生徒においては小・中学校の各教科等の目標や内容をそのま

ま適用することが適切でない場合が見られます。その際、知的障害特別支援学級の教育課程の編成に当たっては、学校教育法施行規則第 138 条の規定による「特別の教育課程」を編成し教育を行うことができます。

#### 学校教育法施行規則

第 138 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実情に合った教育課程を編成する必要があります。

小学校の特別支援学級においては、心身の諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解などを目標としています。

中学校の特別支援学級では、小学校における目標を十分に達成するとともに、日常の経済生活についての関心を深め、将来の職業生活や家庭生活に必要な知識・技能及び態度を身に付けることなどを目標としています。

これらの目標を踏まえ、知的障害特別支援学級における特別の教育課程の編成に当たっては、次のような例が考えられます。

- a) 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えて指導を行う。
- b) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示している知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の中から、児童生徒の知的発達の段階に即した目標、内容を選択し組織する。
- c) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示している「自立活動」の指導を行う。
- d) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 3 章「道徳」の 1 及び 2、第 6 章「特別活動」の 1 及び 2 に示している留意事項に基づいた指導を行う。
- e) 学校教育法施行規則第 130 条第 2 項に規定されている「各教科等を合わせた指導」を行う。

なお、総合的な学習の時間については、特別支援学級が小学校や中学校に設置された学級であることなどから、同様に設けることに留意する必要があります。

#### ④ 特別支援学校（知的障害）の各教科の基本的な考え方

特別支援学校（知的障害）の各教科においては、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技術、態度などを身に付けるため、学部ごとに障害の状態や学習上の特性などを踏まえた目標、内容が示されています。

小学部、中学部、高等部それぞれの各教科の構成と履修は次のようになっています（表Ⅱ-3-1）。

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（ただし、高等部の主として専門学科において開設される教科は1段階）で示しています。各教科の内容が学年別ではなく段階で示しているのは、対象とする児童生徒の学力が、同一学年であっても知的障害の状態や経験の程度が様々であり、個人差が大きいことによります。また、段階として示しているのは、個々の児童生徒の実態等に即して各教科の内容を選択し、指導しやすくするためです。したがって、各学校においては学習指導要領第2章に示している各教科の内容（段階）をもとに、児童生徒の知的障害の状態や経験などに応じて具体的な指導内容を設定することが必要です（表Ⅱ-3-2）。

#### ⑤ 教科書

特別支援学校（知的障害）の教科書は、児童生徒の実態等に即したものが採択及び使用されています。特別支援学校（知的障害）用の教科書としては、文部科学省の著作による小学部及び中学部の国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されています。各教科書は、学習指導要領における特別支援学校（知的障害）の各教科に示している具体的内容の各段階に対応するように作成されています（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部は☆☆☆☆）。

このほかに学校教育法附則第9条で示されているように、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でない場合は、設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用することができるようになっています。

#### 学校教育法附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

#### 学校教育法施行規則

第131条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特

に必要があるときは、第 126 条から第 129 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

特別支援学級で使用される教科書については、特別な教育課程の編成により当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができます。この場合、原則として下学年用の検定教科書又は特別支援学校（知的障害）用の文部科学省著作教科書が採択されますが、それが不適当な場合は、設置者は他の図書を採択することができます。

#### 学校教育法施行規則

第 139 条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。